

## ■司法書士と社会福祉士によるシルバー110番■

高齢者、知的・精神・身体障害者の方の不動産や相続、遺言、借金返済、介護、福祉などについて相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

▶電話相談 9月23日(木) 午前10時～午後4時  
☎225-0333 (当日のみ)

▶面談の場合 面談による相談をご希望の方は、☎228-1727へ予約をしてください。会場は、県司法書士会館(新潟市古町通13番町5160番地)です。

## ■社会福祉法人「横越のぎく」夜勤員募集■

▶職種 グループホームこぶしの里 夜勤員(パート)  
▶要件 55歳位までの女性で、週2～3回程度夜勤のできる方。勤務は10月1日からの予定です。

▶申込・問い合わせ 9月15日(木)までにお申し込みください。  
こぶしの里 ☎385-3301  
のぎくの家 ☎385-3920

## ■預金保護の新しいしくみ■

平成17年3月までは、当座預金、普通預金、別段預金については、引き続き全額保護されます。

平成17年4月以降は、全額保護される決済用預金(※1)を除き、預金者一人当たり、一金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息が保護されます。

(※1)「決済用預金」とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を備えた預金で、当座預金や利息の付かない普通預金が該当します。

### ▶預金等の保護範囲

	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護
対象外商品	定期預金 定期積立 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 (最低保障を超える部分は、金融機関の財産状況に応じて支払われます)
	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 (破たん金融機関の財産状況に応じて支払われます)

▶預金保険の対象となる金融機関 銀行(日本国内に本店があるもの)、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会  
※農協、漁協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

▶問い合わせ 預金保険機構 ☎03-3212-6029  
財務省関東財務局 ☎048-600-1275

▶ホームページ 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>  
預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>

## ■裁判員制度が実施されます■

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判(殺人罪、強盗致死傷罪、放火罪などの重大事件)に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア等でも行われています。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の公布の日(今年5月28日)から5年以内実施されます。

### Q 導入されることにより何が変わるの?

A 法律の専門家ではない国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながる事が期待されています。

### Q 裁判員はどうやって選ばれるの?

A 20歳以上の国民のみなさんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続により選ばれた人たちです。

### Q 裁判員は、何をやるの?

A 裁判官3人と裁判員6人が一組となり、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きした上で、被告人が有罪かどうか、また有罪であるとしたら、どのような刑が適当かを議論して決めます。

### Q 裁判員に選任されるとどのくらいの期間、裁判所へ行かなければならないの?

A 多くの裁判は、数日間で終わります。裁判所としても充実した裁判を行い、国民のみなさんの負担を軽くするように努力していきます。

### Q 私は法律を知らないけれども大丈夫なの?

A 裁判員の仕事をしていただくのに必要な知識、例えば、裁判員の権限や、刑事裁判の基本的なルール、法律の内容などについては、裁判官がていねいに分かりやすく説明しますので、ご安心ください。

### Q 裁判員になることは辞退できないの?

A 広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。ただし、学生や70歳以上の方、病気が介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方は辞退することができます。

### Q 経済的な補償はしてもらえるの?

A 旅費や日当などが支給されます。  
なお、法律によって裁判員の職務を行うのに必要な時間は職場を離れることが認められています。また、雇用主は、裁判員の職務を行うために休暇をとったことなどを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

▶裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>

## ■川崎病なんでも医療相談会■

川崎病の子供をもつ親の会新潟県連絡会の主催により、相談会を開催します。親の不安を一つでも解消できるよう、川崎病にかかった子どもに対して何をしてあげたらよいかなどの質問にお答えします。お気軽にご相談ください。

▶日時 9月26日(日) 午後1時～3時30分

▶会場 新潟市総合福祉会館(新潟市八千代1-3-1)

▶講師 長谷川聡先生(新潟大学医歯学総合病院小児科)

▶問い合わせ 同会新潟県連絡会事務局 渋谷 ☎246-1435

## ■平成16年度自衛官等採用試験案内■

試験の種類	受験資格	受付期間	試験
防衛大学校	推薦	9月6日～9月8日	9月25日・26日
	一般	9月10日～10月1日	11月13日・14日
防衛医科大学校	高卒(見込)～21歳未満	9月10日～10月1日	11月6日・7日
看護学生	高卒(見込)～24歳未満	9月10日～10月1日	10月17日

### ▶初任給、学生手当等

防衛大学校、防衛医科大学校：毎月106,700円支給、年2回期末手当  
看護学生：159,600円～、年2回期末手当

▶問い合わせ 自衛隊新潟募集案内所 ☎246-1881  
新潟市東大通1丁目5-30

## ■沖縄戦で亡くなられた方のご遺族へ■

沖縄県糸満市の平和祈念公園内に、沖縄戦で亡くなられた全ての方々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」があります。次に該当する場合、まだ刻銘されていない方は、追加刻銘ができます。

○昭和19年3月22日から昭和21年9月7日までの間、沖縄県区域及び南西諸島周辺において、沖縄戦が原因で亡くなられた方。

▶問い合わせ 県福祉保健課援護給付室 ☎280-5180

## ■弁護士による無料電話相談会■

ここ数年、ヤミ金、オレオレ詐欺、架空請求等の消費者被害が深刻化しており、地域・年齢に関係なく、多くの方々に被害が及んでいます。

新潟県弁護士会では、「取り組み強化の決議」を行い、9月を強化月間と定め、無料相談会を実施することになりました。

### ◎弁護士による無料電話相談会

▶相談期間 9月の強化月間中の月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

▶相談時間 午前10時～午後3時

▶相談内容 ヤミ金、オレオレ詐欺、架空請求等の被害について

▶特設電話 ☎223-8252

## ■入札結果■

(工事費250万円以上、消費税を除く。単位：万円)

工事名	施行場所	事業費	完了予定日	工事業者名
町道168号線道路舗装新設工事	大字横越	1,800	16.12.1	株田中組
町道2号線右折レーン新設工事	大字横越	2,250	16.12.1	株大橋組
町道168号線橋梁上部工事	大字横越	1,000	16.11.1	株大橋組
町道404.615号線配水管布設工事	木津5丁目、二本木4丁目	492	16.10.22	越後配管設備工業株
町道108.149.175号線配水管布設工事	中央4.7丁目、上町2丁目	505	16.10.22	株伊藤工業
町道201.194号線配水管布設工事	川根町1、2丁目	432	16.10.22	株伊藤工業
町道110.151.162号線配水管布設工事	東町1、2丁目	640	16.11.1	風間建設工業株

## ■ヤミ金融の勧誘にご注意！■

ダイレクトメール、チラシ、広告で「他に借金がある人でも低利で借りられる」などと嘘の内容で勧誘され、保証料の名目でお金をだまし取られたり、不当な金利を脅し取られてしまったというヤミ金融の被害相談が急増しています。

一度ヤミ金融業者に住所や電話、口座番号などを教えてしまうと、その後も被害が続きます。

登録業者かどうかは、ご自分で調べることもできます。登録業者のふりをするヤミ金業者もいますので、少しでもおかしい点があったら、絶対に接触しないよう注意してください。

### ▶貸金業登録業者検索(金融庁提供)

【インターネットから】

<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

【携帯電話から】

・iモード <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/i/>  
・Vodafone <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/v/>  
・EZweb <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/ez/>

▶問い合わせ 県商業振興課  
金融相談電話 ☎285-6966

## ■強引な訪問販売に注意！■

一人暮らしの高齢者を狙って訪問し、床下清掃やシロアリ点検等の契約を強引に迫る、といった訪問販売のトラブルが増えています。

特に、県外に本社がある業者の強引な手口が目立ちます。男性2、3人組で訪問し、断っても契約するまで帰らず、脅すような口調で契約を迫ります。

「帰ってほしい」と言っても帰らなかったり、「こわい」と思ったら、すぐに警察に連絡してください。

この場合、もし契約しても契約日から8日以内であれば、無条件で解約することができます。

### ▶消費生活相談受付

月～金曜日…電話相談・来所相談  
土曜日……………電話相談のみ

いずれも午前10時～午後4時30分

### ▶新潟県消費生活センター

相談電話 ☎285-4196

(〒950-0994 新潟市上所2-2-2)

## ■秋の農作業安全運動 安全に農作業を行いましょ！

これから秋の農繁期を迎え、コンバインや乾燥機等の使用に伴う事故などが心配されます。

また、田畑への行き帰りの途中で交通事故に遭うケースも、この時期に大変多くなっています。

作業前後の農業機械の点検整備等を徹底し、農作業を安全に行い、無事故で秋の農繁期を乗り切りましょう。